

# 税金

## 税の種類



種類	内容
市民税	個人の市民税…市民が所得に応じて納める税金 法人の市民税…法人が法人税の額に応じて納める税金
固定資産税	土地や家屋などの所有者が納める税金
都市計画税	都市計画区域内の土地・建物の所有者が納める税金
軽自動車税	バイクや軽自動車などの所有者が納める税金
市たばこ税	たばこの購入者が負担する税金
国民健康保険税	国民健康保険に加入している世帯が納める税金で、実質的には保険料

※国民健康保険税の詳細については40ページをご覧ください。

## 市・道民税

- 名** 税務課市民税係 内線3201~3203
- 風** 地域住民課総務・税務係 内線2123・2125

市・道民税は、毎年1月1日現在の住所地で個人の前年の所得に対して課税され、一定以上の所得がある方が均等に納める均等割額と所得の額に応じて納める所得割額とで構成されており、地域社会の費用を負担能力に応じて負担し合うという性格を持っている税金です。

市・道民税額 = 均等割額 + 所得割額

### 均等割額

市民税	道民税	合計
3,500円	1,500円	5,000円

※上記の金額は、東日本大震災の復興財源の確保に係る臨時特例に関する法律により、平成26年度から令和5年度までの期間、市民税・道民税それぞれ年額500円が加算されます。

## 所得割額

個人の所得に応じて課税されますが、所得金額の全額に対して課税されるのではなく所得金額から、諸控除(扶養控除や医療費控除など)を差し引いた残りの所得(課税所得金額)に対して課税されるものです。

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

課税所得金額(総所得金額 - 所得控除額) × 税率 - 税額控除額 = 所得割額		
税率	市民税	道民税
	100分の6	100分の4

## 市・道民税の申告

市内に住所のある方の市・道民税は、市が税額の計算をし、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっています。市が適正な課税を行うために、市・道民税の申告書を提出していただく必要があります。ただし、次に該当する方は基本的に申告の必要はありません。

- ①前年中の所得税および復興特別所得税の確定申告をされる方(上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合を除く)
  - ②前年中の所得が給与所得のみの方で勤務先(給与支払者)から名寄市に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方
  - ③前年中の所得が公的年金のみの方で年金支払者から公的年金等支払報告書(源泉徴収票)が提出されている方
- ※②・③の方は支払者から給与支払報告書(源泉徴収票)または公的年金支払報告書(源泉徴収票)が提出されますので、申告する必要はないことになっています。給与支払報告書(源泉徴収票)または公的年金支払報告書(源泉徴収票)に記載されている控除に変更がある方、控除の追加がある方は申告書を提出してください。

※収入金額の多少にかかわらず申告していただく必要があります。

〈広告〉

会計で会社を強くする  
中小企業の成長・発展を願って

定木孝市朗税理士事務所

経済産業局認定：経営革新等支援機関

**定木孝市朗税理士事務所** 株式会社MASブレイン・アドバンス

Phone: 01654-3-7908 Fax: 01654-3-7653 Phone: 01654-2-1301 Fax: 01654-3-7653

名寄市西12条南1丁目2番地 リンゼイ通り

## 固定資産税

固定資産税は、1月1日における土地、家屋、償却資産（これらを総称して固定資産といいます）の所有者に対して課税されます。税額は、課税標準額に100分の1.4を乗じて算出します。

ただし、課税標準額が土地は30万円未満、家屋は20万円未満、償却資産は150万円未満のものは課税されません。

### ▶ 住宅用地に対する課税標準額の特例

住宅用地200㎡（住宅1戸あたり）までの部分を小規模住宅用地といい、この場合の課税標準額は6分の1に減額されます。200㎡を超える部分の課税標準額は、価格の3分の1の額に減額されます（住宅の面積により限度あり）。この特例を受けようとする人は、申告が必要です。

### ▶ 軽減措置・減額措置

新築された住宅やバリアフリー・省エネ・耐震改修などの工事をした家屋に対して、固定資産税が軽減あるいは減額されます。詳細についてはお問い合わせください。

### ▶ 建物を取りこわした場合の届出

建物を取りこわした場合は、速やかに家屋取壊届を提出してください。また、建物が登記されている場合は、法務局への滅失登記が必要です。

### ▶ 償却資産の申告

事業主の方は、毎年1月1日に所有する償却資産を市役所に申告しなければなりません。

※申告については、12月に市役所から各事業主に案内します。

### ▶ 都市計画税

都市計画税は、都市計画法による都市計画区域のうち、用途地域および都市計画事業実施区域内の固定資産（土地・家屋）の所有者に対して課税されます。税額は、課税標準額に100分の0.3を乗じて算出します。

ただし、固定資産税課税標準額が免除の場合は、課税されません。

#### ◆住宅用地に対する課税標準額の特例

住宅用地200㎡（住宅1戸あたり）までの部分を小規模住宅用地といい、この場合の課税標準額は3分の1に減額されます。200㎡を超える部分は、3分の2に減額されます（住宅の面積により限度あり）。この特例を受けようとする人は申告が必要です。

## 軽自動車税

軽自動車等（バイクや小型特殊自動車を含む）は毎年4月1日現在の主たる定置場の市区町村で所有者または使用者に課税されます。また、年度途中で取得あるいは廃車しても、月割の課税や還付はありません。

### ▶ 原動機付自転車および二輪車等の税率

車種	排気量などの車両条件	税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用（最高速度が35km/h未満のもの）	2,400円
	その他（一定規格以下で最高速度が15km/h未満のもの）	5,900円
もっぱら雪上を走行するもの	660cc以下のもの	3,600円

※軽二輪自動車（125cc超250cc以下のバイク）と二輪の小型自動車（250cc超のバイク）、もっぱら雪上を走行するもの（660cc以下のもの）の名義変更等の手続きは【旭川地方家用自動車協会】（☎0166-51-1221）となります。

### ▶ グリーン化特例

新車新規登録をした一定の性能を有する軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、その燃費性能に応じて課税され、初年度に限り軽減される特例措置があります。詳細についてはお問い合わせください。

〈 広告 〉

**税理士法人**  
**下田総合事務所**

代表社員 税理士 下田悌津夫  
行政書士 川村茂樹

**税務代理、税務書類作成**  
**税務相談、会計相談**  
**経営分析・経営指導**  
**官公庁への提出書類代行**

お客様のご相談に丁寧に対応します。

名寄市西1条南4丁目  
**TEL.01654-2-5211**  
**FAX.01654-2-5213**

### ▶ 軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）の税率

車種	税額				
	平成27年3月31日以前に新車新規登録した車両	平成27年4月1日以降に新車新規登録した車両	新車新規登録から13年を超える車両		
三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
四輪以上のもの	乗用車	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物車	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。  
※これらの名義変更等の手続きは【軽自動車協会 旭川事務所】（☎0166-53-7300）となります。

## 納期

各税の納期は次のとおりです。

税区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・道民税			1期		2期		3期		4期			
固定資産税		1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期									

※納付期限は、毎月月末です。ただし、12月は28日を納付期限とします。  
※月末が土曜日、日曜日および祝日に当たるときは、これらの日の翌日となります。  
※国民健康保険税は40ページをご覧ください。

### 市税の納付場所

名寄市の市税は、次の場所で納めることができます。

### ▶ 指定金融機関（北星信用金庫）

全営業店で納付できます。

### ▶ 名寄市役所

名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所

### ▶ 収納代理金融機関

北海道銀行、北洋銀行、北見信用金庫、北海道労働金庫、道北なよろ農業協同組合、その他北海道内のゆうちょ銀行や郵便局で納めることができます。北海道外のゆうちょ銀行や郵便局で納める場合は、当初送付する納付書とは別の納付書が必要です。必要な方は税務課納税係までご連絡ください。

## 便利な口座振替制度

名寄市では、口座振替で市税を納付することができます。

納税される方の指定した預貯金口座から自動的に振り替えて納税できますので、納付忘れの心配もなく、納付するために金融機関などに行く必要もありません。

### ▶ 指定できる金融機関

市税の納付場所「指定金融機関および収納代理金融機関」と同じ。

### ▶ 手続き方法

税務課納税係（名寄庁舎2階）、地域住民課総務・税務係（風連庁舎1階）の窓口、または各金融機関窓口で申し込みください。後日、納入済通知書を送付します。

## クレジットカードでの納付

名寄市では、次の市税などについて、インターネットを通じクレジットカードで納付することができます。納税証明書の発行をお急ぎの方は、クレジットカード以外の納付方法をご利用ください。

### ▶ 納付できる市税など

市道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、住宅使用料

### ▶ 用意するもの

- ①平成27年4月1日以降に発行された納付書
- ②クレジットカード

### ▶ 納付方法

パソコン、スマートフォンなどからインターネットを通じ「Yahoo! 公金支払い」を検索して接続し、必要事項を入力

※納付には決済手数料がかかります。

## 延滞金

税金の納入が納期限後になると延滞金が加算される場合があります。税金は、期限内に納めましょう。

## 税金が納められないとき

税金を納期限までに納められない事情がある場合は、早めにご相談ください。

また、災害や生活扶助を受けるなど、特別な事情で納税が困難と認められる場合は、申請により、減免が受けられます。

## 各種証明書(税関係)

税務課市民税係 内線3201~3203 税務課資産税係 内線3204・3205・3209 税務課納税係 内線3206~3208  
 地域住民課総務・税務係 内線2123・2125 智恵文支所 ☎01654⑧2101

種類	手数料	内容
所得証明書	各1通 300円	前年分の所得額を証明
課税証明書(非課税証明書)		当該年度の住民税課税額を証明(非課税であることを証明)
所得課税証明書		前年分の所得額と当該年度の住民税課税額を証明
納税証明書		市税各種の現年・過年に滞納がないことを証明
評価証明書		固定資産の種類・面積・評価額を証明
土地・家屋証明書		固定資産の地目または種類・構造・面積を証明
公課証明書		固定資産の地目または種類・構造・面積・課税標準額・税額相当額を証明
記載事項証明書	固定資産課税台帳の記載登録事項を証明	
住宅用家屋証明書	1通 1,300円	新築家屋(認定要件を満たした中古家屋も含む)の種類・構造・面積を証明(専用・併用・共同住宅のみ)

※申請には印鑑が必要です。また、本人・同居の親族以外の申請には委任状も必要です。証明書の種類によっては身分証明証が必要となる場合があります。

※所得証明などは年末調整や確定申告、住民税申告などで当該年度の申告をしていない方は、申告をしていただかないと証明書が発行できませんのでご注意ください。

〈広告〉





みなさまの幸せのために!!

# 朝日税理士法人

☆帳簿の書き方・申告書の作成・節税対策  
 相続対策・事業の後継者対策などをサポートします。

**名寄市西1条北5丁目1番地16**

■ TEL : 01654-2-3117 ■ FAX : 01654-2-0816  
 ■ URL: <http://asahi-tax.tkcfnf.com/pc/> ■ E-mail: [info@asahi-tax.jp](mailto:info@asahi-tax.jp)

